

近世日本の叛逆について

——大逆罪・内乱罪研究の前提として——

新井 勉

はじめに——逆罪は叛逆か

一 江戸前期の叛逆

(一) 武家諸法度①

(二) 武家諸法度②

(三) 叛逆の事例

二 江戸中期・後期の叛逆

(一) 御定書

(二) 叛逆の事例

近世日本の叛逆について (新井)

八九七 (二二八九)

(三) 藩法

おわりに

はじめに——逆罪は叛逆か

律の八虐中、冒頭二つの罪名は、謀反、謀大逆、謀叛である。古くから法家(ほうけ)は漢音を外し、呉音を多用した。謀の字の読みはボウ(漢音)でなくム(呉音)であり、これらの読みは順にムヘン、ムダイギャク、ムホンである。反の字の読みは呉音でヘン、またはホン、大逆の語の読みは呉音でダイギャク、叛の読みは漢音でハン、呉音でバンながら、これはホンとよむのが慣用である。⁽¹⁾

謀反は国家(天皇)を危うくせんと謀るをいい、謀大逆は山陵・宮闕を毀さんと謀るをいう。謀反と大逆の二つを併せて、反逆(ヘンギャク)という。これは、賊盜律縁坐条「僧尼および婦人、もしくは官戸・陵戸・家人・公私の奴婢、反逆を犯せば、ただその身を坐す」という⁽²⁾、法文の中の語である。謀反も大逆も刑は皆(首従の別なく)斬であり、二虐を便宜上一つに括つても反逆は皆斬である。

もつとも、早くも『続日本紀』は、橘奈良麻呂の変の直後、孝謙天皇の勅の中で「このごろ頑なる奴、潜かに反逆を凶る」と記している⁽³⁾。この反逆は元の意味と違い、反逆を凶ると記して謀反の意味に用いている。一方、この『続日本紀』はまた、奈良後期に「出羽国志波村の賊、叛逆(ホンギャク)す」や「出羽国の蝦賊、叛逆す」という記事⁽⁴⁾をのせている。この叛逆は、右の反逆に似せた造語である。

平安後期以後、広く謀反・謀叛（国に背き偽に従わんと謀る）の概念が混同された。読みはムホンである。これに伴い、反逆と叛逆の語も混用された。有名な『吾妻鏡』は、源頼朝の奥州征伐準備のさい「奥州泰衡、日来与州（源義経）を隠容するの科、すでに反逆を軼（こえ）るなり」と記す一方、泰衡が殺害された後、その郎従の「大河次郎兼任以下、去年窮冬以来、叛逆を企つ」と記している。^⑤反逆も叛逆も、読みはホンギヤク。

さて、大逆罪・内乱罪の歴史研究は数が少ない。手元にあるのは八〇年も昔の、垂水克己氏の「日本叛逆罪立法の沿革」と、滝川政次郎氏の「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」の二つである。^⑥江戸時代の叛逆法令として二人が一致して指摘するのは、最初の武家諸法度中、叛逆・殺害の語が記される条文と、御定書のうち「人相書を以御尋に可成もの之事」の条文の二つである。ちなみに、最初の武家諸法度の頃も、叛逆の語の読みはホンギヤクである。正確には、ホンギヤクか、ホンゲキである。^⑦逆の字の読みは呉音でギヤク、漢音でゲキ。いつ頃ホンゲキの読みが加わったのか、はつきりしない。

大坂夏の陣の後、幕府は、最初の武家諸法度の中で、諸大名に「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば、速やかに追い出だすべきこと」を命じた。^⑧本文と一体をなす注釈には「それ野心を挟む者は、国家を覆すの利器、人民を絶やすの鋒剣たる、豈に允容に足るや」と理由が記されている。^⑨崇伝や林羅山は古今の典籍を参照して起草したというが、叛逆・殺害が並ぶと、遠く御成敗式目の大犯三カ条が想起される。

武家諸法度は、幕府が諸大名に遵行を命じた行為規範である。その中に罰則はない。御定書は、幕府が刑事裁判を行うための裁判規範である。多くの条文は犯罪に対応する刑罰をおいている。しかし、右の「人相書を以御尋に可成もの之事」という一条は、犯人を全国捜査する犯罪は何か、を定めているにすぎない。これによるのは、①「公儀江

対し候重キ謀計」をはじめ、②主殺し、③親殺し、④関所破り、四罪である^⑩。

江戸時代の叛逆法令を論じる場合、垂水氏、滝川氏のみならず誰もが、右の「公儀江対し候重キ謀計」という犯罪は、律の謀反や謀叛の類いかと速断する。頑丈に構築された幕藩体制の下では、公儀とは、幕府をさし、幕府機構をさし、全国を支配する幕府権力をさした^⑪。この点で、公儀に対する重き謀計は、天皇ないしは朝廷を攻撃対象とする謀反・謀叛や、これから派生した反逆・叛逆とは異なっている。そればかりか、公儀に対する重き謀計が謀反・謀叛と大きく異なるのは、律の場合と違い、御定書が何ら刑罰をおかなかつたことである。そのため、幕府が政治犯罪を処罰するさい、法的な根拠も制約もなかつた。

幕府法上最も重大な犯罪のうち、公儀に対する重き謀計に続くのが、主殺し、親殺しである。この主殺しと親殺しの二つを併せて、逆罪(ぎやくざい)という。御定書は、旧悪免除(公訴時効)を適用しない、幾つかの犯罪の筆頭に「逆罪之もの」をあげている^⑫。主殺しも親殺しも(庶民は)磔である。幕府法は封建的身分秩序(主従関係・親子関係)を重視し、これに対する犯罪を死刑の中でも最も重い磔刑としたのである。

逆罪の語は江戸時代に突然登場した語ではない。中世の開幕をしらせる『保元物語』は、源義朝が父の為義を斬る羽目に陥り「綸言おもくして父の頸をきらば、五逆罪の其一を犯すべし。不孝の罪を恐れて詔命を背ば、又違勅の者に成ぬべし」と、逡巡する様子を描いている^⑬。逆罪は仏教社会の概念で、無間地獄におちる極悪の罪をいう。義朝の言葉に五逆罪とあるように、逆罪は、①父を殺す、②母を殺す、③阿羅漢(聖者)を殺す、④仏身より血を出す、⑤和合せる僧(教団)を破壊する、という五つの行為をいう^⑭。ここには、主殺しはない。一般社会の主殺しが、いつの時代どのようにして逆罪の概念の中に入ったのか、はつきりしない。

この『保元物語』を近世初期の古活字本でみると、右の場面で、作者が「若忠を面（おもて）にして父をころさんは、不孝の大逆、不義の至極也」と感想を記している。¹⁵ここでは、父殺しが大逆の語で強調されている。不孝も不義も八虐の一つながら、父母殺しは第四の悪逆にあたるし、第八の不義の主要な内容は本主や官長の殺害だから、大逆を含め、これらは律の用語ではない。同じく近世初期の古活字本『太平記』も、昔天竺のある国で、伝奏の聞き誤りから高僧が首を刎ねられたため、逆鱗した国王が「罪大逆二同ジ」として伝奏とその一族を罰したという話を記している。¹⁶ここでも、高僧殺しがどれほど大罪か大逆の語で強調されているが、これは律の用語らしい。

話を本筋に戻すと、垂水氏は、御定書について「之に依つて徳川一代の訴訟及び刑法を知ることが出来るが、叛逆罪に関する規定は甚だしく少ない」と記した上で、①一五、出入扱願取上さる品並扱日限之事、②一八、旧悪御仕置之事、③八一、人相書を以御尋に可成者之事、を引用している。さらに、各条文中、①逆罪のもの、②逆罪の者、③公儀え対し候重き謀計、のみに傍点をふしている。¹⁷

すなわち、垂水氏は「公儀江対し候重キ謀計」のほか、逆罪も叛逆だ、とみるのである。果して、主殺し、親殺しは叛逆か。言葉は時の経過の中で、御家人のように位置が下降したり、謀反勝負¹⁸（一か八かの行為）のように使途が広がったりするから、謀反や叛逆を常に天皇や朝廷と関連づけて捉えることは、無論必要ない。滝川氏が武家諸法度中「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」という「叛逆人は、幕府及び諸大名に対する叛逆人の意である」と指摘するの¹⁹は、ごく常識的な見方である。事実『藩翰譜』は、島原の乱がおきたさい「只管の土民百姓等反逆せし」と記して、²⁰百姓一揆・宗教一揆を領主への叛逆だと捉えている。

主殺し、親殺しは叛逆か。親殺しは、叛逆の語のもつ意味から外れる。主殺しも、その多くが市井の事件で、商家

の主人、工房の親方、地方(じかた)の地主らという被害者を想起すれば、これも叛逆といえない。あるいは、逆罪と大逆罪の言葉の近似性が、垂水氏の思い違いを招いたのかもしれない。さらに時代が下ると、明治初年の法令の中に、逆罪を君父を弑する大逆罪と表現するものがあるが、これも単に主殺し、親殺しをさすにすぎない。

- (1) 字音は、鎌田正・米山寅太郎『大漢語林』(大修館書店、一九九二年)、新潮社編『新潮日本語漢字辞典』(二〇〇七年)で確認した。
- (2) 新訂増補国史大系『律・令義解』新装版(吉川弘文館、二〇〇〇年)律・五六頁。この縁坐条は、唐律賊盜律の縁坐条が母法である。そのため、唐律でも、謀反と大逆を併せて「反逆」という。
- (3) 新日本古典文学大系『続日本紀』第三卷(岩波書店、一九九二年)二一〇～二一二頁。原文は漢文。
- (4) 前掲『続日本紀』第五卷(一九九八年)一四～一五頁、五二～五三頁。蝦賊はエミシとよむ。
- (5) 新訂増補国史大系『吾妻鏡』前篇・新装版(吉川弘文館、二〇〇〇年)三三三頁、三六七頁。原文は漢文。
- (6) 垂水氏のものとは法令集に近く、垂水訳『大逆罪に関する比較法制資料』(司法資料第一二五号、一九二八年)附録。滝川氏のもとは(一般読書人が理解できないから)論文に近く、歴史公論第二卷第一二号(一九三三年)所収。
- (7) 日本イエズス会による長崎版「日葡辞書」の発行は、徳川家康將軍宣下の、慶長八年(一六〇三年)である。土井忠生ら編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)一六〇頁の、Fonguiacu ホンギヤク、Fongueqi ホンゲキ。
- (8) 石井良助編『徳川禁令考』前集第一(創文社、一九五九年)六一頁。原文は漢文。
- (9) 注(8)と同じ。
- (10) 前掲『徳川禁令考』別卷(一九六一年)所収の「棠蔭秘鑑」一一七～一一八頁。
- (11) 公儀概念の概略は、尾藤正英『江戸時代とはなにか』(岩波書店、一九九二年)五八～六五頁。詳細は、深谷克己「公儀と身分制」参照。原秀三郎ら編『大系日本国家史』第三卷・近世(東京大学出版会、一九七五年)所収。

- (12) 注(10)六五頁。逆罪について、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)四〇五頁、一一〇二頁。
- (13) 日本古典文学大系『保元物語・平治物語』(岩波書店、一九六一年)保元物語・一四三頁。本書の底本は、中世後期の写本らしい金刀比羅宮蔵本。
- (14) 中村元『広説仏教語大辞典』縮刷版(東京書籍、二〇一〇年)二七二頁。阿羅漢は、二五頁。
- (15) 注(13)古活字本保元物語・三八〇頁。本書の底本は、宮内庁書陵部蔵本。
- (16) 日本古典文学大系『太平記』第一卷(岩波書店、一九六〇年)六五〇六六頁。本書の底本は、慶長八年(一六〇三年)の古活字本。この「大逆」に、釜田喜三郎氏は「極悪の罪で君父を殺すなど」という頭注をふしている(六六頁)。
- (17) 垂水・前掲『大逆罪に関する比較法制資料』附録二五〇〜二五三頁。引用は、垂水氏の表記に従った。なお、出入り扱いは原告が被告を奉行所に訴えるもので、吟味扱いと対である。
- (18) 頼原退蔵・尾形仿『江戸時代語辞典』(角川学芸出版、二〇〇八年)一一九三頁。
- (19) 滝川・前掲「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」一二四頁。
- (20) 新井君美『藩翰譜』柳生宗矩の項、日本の思想『新井白石集』(筑摩書房、一九七〇年)一〇一頁。只管は、ひたすら。

一 江戸前期の叛逆

(一) 武家諸法度①

江戸中期の紀州藩は、榊原篁洲・高瀬学山ら高名な学者がでて、明律研究が盛んだった。そのせいか、徳川吉宗は法律を好んだ。御定書は、吉宗の命により、老中松平乗邑の下で三奉行が編纂を行い、寛保二年(一七四二年)終了した。この寛保の御定書は残っていない。その後も増補・改訂が続けられ、次代家重の宝暦四年(一七五四年)最終

的に確定した。この宝暦の御定書（の校合本）が天保の「棠蔭秘鑑」に収められ、現在まで残っている。²¹

御定書は、八一「人相書を以御尋に可成もの之事」の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げながら、何ら刑罰をおかなかつた。これは、法典の体裁上、磔刑を以て罰する主殺し・親殺しに前置して、公儀を脅かす犯罪があることを抽象的に記しておいたにすぎない。すなわち、幕府法の代表的刑事法典には、政治犯罪を処罰する具体的な規定がなかつたのである。この点について、法制史家の平松義郎氏が、御定書には「不敬罪・内乱罪は出てこない。謀反の罪も刑も幕府は規定しなかつた。このような事件を予測することさえ不敬とされたのである」と論じている。²² 非公開の法典の中で「予測することさえ不敬」というのはよくわからないが、その論拠は示されていない。

無論、法がなくても事件はおきる。寛永の島原の乱、慶安の由井正雪の変、天保の大塩平八郎の乱などが、それである。しかし、頑丈に構築された幕藩体制の下で、幕府が警戒するべきは庶民や牢人ではなく、軍事力を有して全国に展開する多数の大名だったことは、指摘するまでもない。武家諸法度は行為規範にすぎなかつたが、幕府は遵行を命じて、その違反者を罰することにより、叛逆の芽を早期に芟除できたのである。

この機能をもつため、歴代の徳川将軍が発令した武家諸法度は、大名に叛逆予備・叛逆陰謀の嫌疑をかける恰好の道具となった。最初の武家諸法度は、慶長二〇年（一六一五年）七月七日、徳川秀忠が、伏見城に召集した諸大名の前で、崇伝をして、①「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」に始まる、全一三条をよみあげさせた。²³ 第一条は、文武二つの道を兼備し、武家として特に弓馬の道を修練せよ、と奨励するものである。

第一条と同じく、⑫「諸国諸侍、儉約を用いらるべき事」や、⑬「国主、政務の器用を撰ぶべき事」は、諸大名に奨励する事項を記した条文であり、さらに⑨「諸大名、参勤作法の事」は、参勤交代のさい率いる人数を限る条文で

ある。これらを除く九カ条は、諸大名に対して禁止する事項を記した条文である。この禁止事項に違反する（と幕府が認定する）と、減封や除封が行われた。^⑦（これも間接の禁止）を含め、禁止事項は次のようである。^{②④}

- ② 「群飲佚遊（いつゆう）を制すべき事」
- ③ 「法度に背く輩（ともがら）を国々に隠し置くべからざる事」
- ④ 「国々の大名・小名并（ならびに）諸給人、各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば、速やかに追い出だすべき事」

⑤ 「自今以後、国人の外、他国の者を交り置くべからざる事」

⑥ 「諸国の居城、修補たると雖も、必ず言上すべし。况や新儀の構宮、堅く停止せしむる事」

⑦ 「隣国において新儀を企て、徒党を結ぶ者これあらば、早く言上致すべき事」

⑧ 「私（わたくし）に婚姻を締（むす）ぶべからざる事」

⑩ 「衣装の品、混雑すべからざる事」

⑪ 「雑人、恣に乗輿すべからざる事」

武家諸法度の禁じる居城の無断修補を咎められ、元和五年（一六一九年）六月、芸州・備後の二国を没収されたのが、外様の福島正則である。徳川秀忠の事績を記す「台徳院殿御実紀」は、正則が「居城広島に於て、恣に城櫓壁壘を増築し、天下の大禁を犯す」と記している。^{②⑤}上洛中の秀忠が「正則今度の命を聞て、対捍の拳動せんときは、速に人数を發し誅戮を加ふべき旨」を命じたため、江戸愛宕山下の正則邸に上使が入る日には、蒲生忠郷らの人数が邸外を包围し、先手組が愛宕山の上に鉄砲を並べたという。^{②⑥}豊臣氏を滅ぼした幕府の強大な力を前にして、正則は除封の

命令を拒むことなく、信州川中島などに四万五〇〇〇石の小領を給され、蟄居においてこまれたのである。

元和九年二月、幕府は、御家門の松平忠直を改易し、豊後萩原へ配流した。忠直（結城秀康の嫡男）は秀忠の甥にして女婿で、北の庄を居城とし越前一国を領地とした。秀忠の「台徳院殿御実紀」は、忠直の強暴の振る舞い、酒色の耽溺、家臣の濫誅を『藩翰譜』の記事を基として記している。²⁷中でも忠直が「参観朝聘の礼をもつとめず」という点の特筆している。²⁸これは、行為規範としての武家諸法度の違反である。

寛永九年（一六三二年）六月、幕府は、外様の加藤忠広を改易し、肥後一国を没収した。忠広を羽州庄内、嫡男の光広を飛州高山へ配流した。徳川家光の事績を記す「大猷院殿御実紀」は、表向き「忠広近年行跡不正にして、その上府（江戸）にて生れし幼息を、大喪（同年一月秀忠没）の折からひそかに母子共に居城（熊本城）にをくり、公を蔑如する拳動いちじるし」ことを理由としている。²⁹一方、この「大猷院殿御実紀」はまた、光広が老中の土井利勝を首謀者とする謀叛の企てに同意すべしという偽書を作成し、家士をして一、二の幕臣へ投げ入れさせたことを記している。³⁰この偽書がもし本物なら光広は叛逆者であり、忠広は武家諸法度の「各相抱える士卒に叛逆をなし」の条文により、光広を自国より追い出だすか斬り捨てるかしか途はなかった。もともと、光広は一六、七歳の年少で、秀忠の外孫（実は家康の女、振姫の孫）だったから、幕府は忠広に一万石、光広に一〇〇人扶持を給したのである。

（二）武家諸法度②

さて、徳川家光が上洛し、伏見城で將軍宣下をうけたのは、元和九年（一六三三年）七月である。しかし、秀忠の健在な間は、実権はなお秀忠の掌中にあつた。寛永六年九月、幕府は、最初の武家諸法度を改め、全一条の新令を

発令した。³¹これは、⑤⑨二カ条を削除し、⑪乗輿を免す範圍を広げたものである。家光は、代始めとして、寛永一二年（一六三五年）六月、全一九条の武家諸法度を発令した。すなわち、江戸城に召集した諸大名の前で、起草者の林道春をして、文武弓馬の道に始まる全条文をよみあげさせ、終ると家光が姿を現し、諸大名に「神祖、台徳院殿兩代の法令、年月をふる事既に久しければ、今度損益刪定して令せらる。各此旨を守るべし」と命じたのである。³²

この寛永一二年の新令は、³³最初の文武弓馬の道の条文に続き、②「大名、小名在江戸交替相定むる所なり。毎歲夏四月中參勤致すべし」として、參勤交代を制度化した。さらに、③新規（儀か）城郭構營の禁止・居城修補のさいの措置の条文の順位をくりあげた。前には隣国に擬えたのを改め、⑥「新儀を企て、徒党を結び、誓約をなすの儀」を禁止した。これは徒党・誓約を後置することで、新儀、すなわち叛逆の予備・陰謀を禁止したのである。この改正に伴い、例の「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」の条を、新令は⑫「本主の障り（本来の主の凶事）これある者は、相抱えるべからず。もし叛逆・殺害人の告げあらば、これを返すべし」と改めた。³⁴

この新令は、幾つも行爲規範を加えた。④江戸や他国で変事出来のさい「在国の輩はその所を守り、下知を相待つべき事」がそれで、⑭「知行所務は清廉にこれを沙汰し、非法を致さず、国郡を衰弊せしむべからざる事」もそれであるし、さらには、⑮道路・馭馬・舟梁（橋）など往還の整備、⑯私の関所・津留の禁止、⑰五〇〇石積以上の大船建造の禁止、もそれである。新令の中で、⑲「万事江戸の法度の如く、国々所々において遵行すべきの事」は、重要な追加である。これは、幕府が全国法を発令する場合、諸大名に領内での遵行を命じるものである。例として、文政八年（一八二五年）二月の無二念打払令を想起すればよい。

これより前、幕府は、寛永九年九月、全九条の条々を、諸番頭・諸奉行に下付した。³⁵①「侍の道油断なく、軍役等

相嗜むべき事」に始まる、簡略な行為規範である。幕府は麾下の人々が叛逆すると考えないから、叛逆に関する規定らしいものはなく、④「徒党を結び、あるいは荷担しあるいは妨げをなす儀、停止の事」も、ただ徒党禁止の規定である。幕府は、武家諸法度の発令に続き、寛永一二年一二月、全二三条の諸士法度を発令した。³⁶すなわち、江戸城に旗本・御家人を召集して、林道春をして、①「忠孝をはけまし、礼法をたゞし、常に文道武芸を心かけ、義理を専にし、風俗をみたるへからさる事」に始まる全条文をよみあげさせた。これは、条々を基として起草し直された、公私に及ぶ、詳細な行為規範である。ここに、⑫「本主の障あるものこれを相抱えるへからず。叛逆・殺害・盗賊人の届あらは、急度これを返すへし」の一条も含まれている。

(三) 叛逆の事例

江戸前期の叛逆中、規模の大きなものが、寛永一四、五年(一六三七、八年)の島原の乱である。肥前島原も対岸の肥後天草も、キリシタンの多い地域である。島原は松倉勝家、天草は肥前唐津の寺沢堅高の領地で、領主の収奪と弾圧、これに対する領民の反抗という図式が共通していた。寛永一四年一〇月、島原の一揆が蜂起し、これに天草の一揆が呼応し、一万二〇〇〇人の人数に膨れあがった。益田時貞を総大将として原の廢城に籠城したときには、三万七〇〇〇人を数えたという。城中の一揆勢は、包圍する寄せ手の陣へ矢文を送り「我々国郡を望み利慾のため叛逆を企しにあらず。たゞ此宗門をふみつぶし給はんとの事ゆへ、止事を得ずして防戦する」と主張した。³⁷

幕府は、最初板倉重昌を追討使として、島原へ派遣した。重昌は、加藤氏除封に伴う、細川氏(豊前小倉)の肥後転封のさい、熊本城引き渡し役を務めた。しかし、寄せ手の諸大名は小身の重昌の命令に服さず、城攻めは徒に犠牲

者をふやした。幕府は、続いて老中の松平信綱・戸田氏鍔の二人を追討使として、島原へ派遣した。重昌は信綱らの到着前に総攻めを行い、城中からの銃弾に倒れた。信綱は、一二万四〇〇〇人の軍勢を以て遠攻めを行った。籠城が長期に及び兵糧・矢玉が底をついた翌一五年二月、信綱は総攻めを行い原城を陥落させた。信綱は時貞をはじめ一揆勢の首を梟首させ、改宗しない者は女も子供も斬首させたのである⁽³⁸⁾。

江戸前期の叛逆中、幕府顛覆を企てたのが、慶安四年（一六五一年）の由井正雪の変である。慶安四年四月、徳川家光が死去したとき、四代家綱は一一歳。駿州出身の兵学者由井正雪を首魁とし、本郷の鎗術家丸橋中弥ら、多数の牢人が荷担して、江戸・京坂で拳兵し、正雪は東照宮のある久能山を占拠、東西に命令を発して、幕府の顛覆を図るという筋書きだったという⁽³⁹⁾。

七月二三日、町奉行所は中弥、門弟三人、妻子らを捕縛し、二六日、駿府では、捕吏が正雪の旅宿を包囲し、正雪と従者八人は自刃した。幕吏は、駿府では一味の二五人を投獄した。二九日、江戸では一味の五七人、妻子一〇〇余人を投獄した。八月一〇日、品川（鈴が森か）で中弥ら二九人を磔とし、七人を斬刑に処した。同日、安倍川で正雪ら自刃した一〇人（一人増加か）を梟首に処した。九月一三日には、品川で二三人を磔や梟首に処した⁽⁴⁰⁾。

(21) 寛保の御定書、宝暦の御定書については、服藤弘司『公事方御定書研究序説』（創文社、二〇一〇年）一四頁以下、一九頁以下。

(22) 平松義郎『江戸の罪と罰』（平凡社ライブラリー、二〇一〇年）九三頁。なお、原本は一九八八年発行。

(23) 新訂増補国史大系『徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九七六年）五五頁。

(24) 武家諸法度の原文は漢文。慶長二〇年（元和元年）の武家諸法度は、注(23)の『徳川実紀』第二篇五五～五六頁。同じく

注(8)の『徳川禁令考』前集第一、六一〜六二頁。引用は後者(禁令考)による。前者(実紀)は⑤国人が国民、⑦早く言上
が早速言上、⑧婚姻を締むが結ぶ、⑨参勤が参観など、両者に小異がある。

(25) 注(23)一六三頁。福島正則除封の記事は、この頁から一七三頁まで。福島正則の除封については、笠谷和比古「大名改易
論」の第一節元和五年の福島正則改易事件、が詳しい。笠谷『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)所収。

(26) 注(25)と同じ。

(27) 注(23)二一一頁。松平忠直の行状は、菊池寛に小説の材料を提供した(忠直卿行状記、一九一八年)。

(28) 注(23)二一一頁、二四六頁。

(29) 前掲『徳川実紀』第二篇五四九〜五五〇頁。加藤忠広の除封については、笠谷・前掲「大名改易論」の第二節寛永九年の
加藤忠広改易事件、が詳しい。

(30) 注(29)五四六頁。笠谷氏は、偽書を密書と表現して「密書の内容は土井利勝に將軍家光に対する弑逆を、おそらくは暗殺
としてのそれを勧めるようなものであった」と推測している(前掲書二九六頁)。光広は翌寛永一〇年、高山で没した。

(31) 前掲『徳川実紀』第二篇四六六〜四六七頁。全条文を掲載している。前掲『徳川禁令考』前集第一は、⑪の条文一カ条を
のせるにすぎない(六三頁)。

(32) 注(31)六八三〜六八四頁。全条文を掲載している。家光の言葉は、慶長(元和)の武家諸法度は家康が発令し、寛永六年
の武家諸法度は秀忠が発令した、という解釈。前掲『徳川禁令考』前集第一は、耶蘇宗門の禁止、不孝の輩の処罰の二カ条を
併せ、全二一条とする(六三〜六五頁)。

(33) 引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、六三〜六五頁による。原文は漢文。禁令考と実紀は、小異がある。

(34) なお、⑫全文は「本主の障りこれある者は、相抱えるべからず。もし叛逆・殺害人の告げあらば、これを返すべし。向背
の族(背を向けて交わらない族)はあるいはこれを返し、あるいはこれを追い出だすべき事」。

(35) 注(31)五六七頁。条々の原文は、漢文交じりの和文。引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、七一頁による。禁令考と実紀
は、言葉・表現が大きく異なる。

(36) 注(31)六九七〜六九八頁。諸士法度の原文も、漢文交じりの和文。引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、七一〜七三頁による。禁令考と実紀は、言葉・表現が大きく異なる。

(37) 前掲『徳川実紀』第三篇(一九七六年)八四頁。

(38) 注(37)一〇三頁。なお、幕府は、松倉勝家の島原の領地を没収し、勝家を作州に配流した後、逆徒の蜂起などを罪にとい斬刑に処した。寺沢堅高の天草の領地も没収した。堅高は浅草海禅寺で自害した。

(39) 前掲『徳川実紀』第四篇(一九七六年)一八頁。

(40) 注(39)一七〜一八頁、一九頁、二二頁、二九頁。なお、九月一日、駿府で、由井正雪の父母、妻、兄弟らを処刑したという。斬刑だろう。竹内誠ら編『日本近世人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇五年)一〇九五頁(村井益男氏執筆)。

二 江戸中期・後期の叛逆

(一) 御定書

平松義郎氏は「謀反の罪も刑も幕府は規定しなかった」と指摘するとともに、これに続き「政治的犯罪は『公儀を恐れざる致し方』などと概括するか、あるいは関所破、鉄砲の不法使用などを理由に極刑を科す例であった」と説明している。⁽⁴¹⁾ 公儀を恐れざる致し方で極刑を科するなら、刑法典(刑事法典)は不要である。ともあれ、御定書は関所破りや鉄砲の不法使用など、叛逆に結びつく禁止事項をどれほどおいていたのか。

ここで、自明のことながら一つ銘記することがある。武家諸法度が諸大名の行為規範であり、御定書が幕府の裁判規範だったことは、前にふれた。敷衍すると、前者の名宛人は諸大名で、後者の名宛人は幕府の(裁判の)諸奉行で

ある。裁判規範は前提とする行為規範を含むことが多いが、御定書は元々「奉行中のほか他見あるべからざる」法典で、その中に行為規範を含んでも本来の行為規範ではない。ただ、あえていうと、編纂者が「かくあらざるべし」と禁じる行為を行う人は、直接には、幕府の旗本・御家人らと幕府御料の大勢の一般庶民である。万石以上の大名ではない。大名の家士や領民も、直接の対象ではない。

①前記したように、御定書は八一「人相書を以御尋に可成もの之事」の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたが、これに対応する刑罰をおかなかった。この一条が犯人を全国捜査する犯罪の冒頭に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたのは、編纂者がこれを幕府法上最も重大な犯罪としたためである。これには、やはり叛逆の陰謀という含意がある。慶安事件のさい、幕府は由井正雪搜索のため、人相書を各所に配布したという⁽⁴²⁾。

②二〇「関所を除(よけ)山越いたし候もの并(ならびに)関所を忍通候御仕置之事」は、関所をよけ山越えした者をその所において磔、案内者も同じ所で磔、関所を忍び通った者を重き追放、と定めている⁽⁴³⁾。この忍び通るといのは、関所を役人の目を盗んで通ることをいうらしい⁽⁴⁴⁾。重き追放は遠島につぐ重い刑で、関八州・山城・摂津・肥前や東海道筋・木曾路筋など広汎な地域を構い、立ち入りを禁止したのである。

幕府は、諸大名に関所をおくことを禁じながら、江戸を防衛するため、自らは全国主要街道の五、六〇箇所に関所をおいた。中でも、東海道の箱根、今切(新居)の関所や、中山道の碓氷、木曾福島の関所を重視した。これら関所は、俗にいう、入り鉄砲に出女を厳しく検問した。慶安事件のさい、丸橋中弥を捕縛すると、井伊直孝・松平信綱が鳩首し、直ちに箱根、碓氷、二つの関所を固めさせたのである⁽⁴⁵⁾。

ちなみに、御定書は、八七「重科人死骸塩詰之事」の一条をおき、重科人が刑の執行までに死亡したとき、死骸を

塩詰め（防腐措置）としておく場合（重科）を定めている。①主殺し、②親殺し、③関所破り、④「重謀計」の四罪がそれである。これらは人相書きを以て犯人を全国捜査する場合と一致する。末尾の「重謀計」は、八一の「公儀江対し候重キ謀計」のことである。後の話、幕吏は、大塩平八郎の塩詰め死骸を磔柱にかけた。

③二一「隠鉄砲在之村方咎之事」は、隠し鉄砲の所持者・隠し鉄砲の発砲者を、居住地・発砲地により、江戸一〇里四方・御留場内は遠島、関八州は中追放、関八州の外は所払い、と定めている。遠島は（江戸は）伊豆七島の一島へ流し、中追放は武蔵・山城・摂津・肥前や東海道筋・木曾路筋など広い地域を構い、所払いは居村・居町から追放した。この一条の表題たる、隠し鉄砲所持の村方は、名主・組頭を重き過料や、急度叱りと定めている。

御定書は、このように農村（威筒、おどしづつ）や山村（殺生筒）の在方鉄砲について、鉄砲改めを不法にさける庶民を罰したのである。元和偃武の後、幕府にとっても、諸大名にとっても、大量に鉄砲を製造し大量に使用する必要性は、僅かに島原の乱のときを除いてなくなった。この一条は、牢人や武士の鉄砲の不法所持を罰して、叛逆を防遏しようというものではない。

④二八「地頭江対し強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事」は、地頭（旗本）に対して強訴し、徒党をくみ、逃散する百姓がいる場合、頭取は死罪、名主は重き追放、組頭は所払い、惣百姓は過料、と定めている。死罪は無論、首を刎ねる。徒党は、叛逆に発展する初期段階のことがある。しかし、この一条は、公儀に対する徒党をいうものではないし、単に百姓一揆を想定したものすぎない。

六二は、謀書（文書偽造）や謀判（印の偽造や盗用）を引き廻しの上、獄門、と定めている。六七は、似せ金銀を拵えた（通貨偽造や変造）者を引き廻しの上、獄門、と定めている。どちらも、叛逆の過程で実行されることがある

かもしれないが、通常の犯罪である。七〇の火付けや、七一の人殺しも、無論、通常の犯罪である。御定書をざっと通読しても、叛逆に結びつく禁止事項はほとんどみあたらないのである。

(二) 叛逆の事例

江戸中期には、大飢饉による百姓一揆や打ち毀しが、全国で多発した。しかし、幕藩体制の下で、幕府や諸大名に對して叛逆を企てる者は出現しなかった。そのような中で、叛逆の予備に準じるものとして、垂加神道家、竹内式部の宝曆事件がある。⁽⁴⁶⁾この事件は、式部の門弟の公家衆が、日本書紀神代巻を年少の桃園天皇に進講したことが発端である。式部が邪説を講じ、公家衆に謀反の志がある、という風説が広まった。関白近衛内前は、宝曆八年(一七五八年)七月、正親町三条公積、徳大寺公城を止官永蟄居とするなど、二七人を処分した。⁽⁴⁷⁾所司代は、翌九年五月、式部を重き追放とした。徳川家重の事績を記す「惇信院殿御実紀」は、式部が京都で兵書・武事を教習し、堂上の子弟等が「みづからの家学をばをしやりて、日ごとに馬にのり、弓を射たりしにより、堂上の子弟等身に似つかはしからぬことこのむとて咎かうぶり、式部は府にめされて追放たれぬ」と記している。⁽⁴⁸⁾

承久の乱の前、後鳥羽上皇の近辺を髣髴とさせる記事ながら、この内容は疑わしい。宝曆事件の本質は、垂加神道の大義名分論から朝廷権力の回復を説いた、式部の思想の危険性にある。朝廷上層部は幕府を憚って、式部と門弟を排除したのである。式部はその後、山県大弐らの明和事件に連坐し、八丈島へ流される途中で病死した。宝曆・明和の二つの事件は直接の繋がりはないが、どちらも早くに芽生えた尊王斥霸思想が弾圧された事件である。

江戸後期には、幕府に對して弓をひく、正確には、弓ならぬ、大筒を打つ放す者が出現した。天保八年(一八三七

年)大塩平八郎の乱である。⁽⁴⁹⁾ 叛逆者たる平八郎は著名な陽明学者で、大坂町奉行所の元与力である。平八郎は、天保の飢饉に際して、町奉行に窮民救済策を上申したが、全くとりあげられないばかりか叱責をうけた。そこで、平八郎は、近郷近在の村々に、富商の金銀・諸大名蔵屋敷の俵米を分配するという檄文をまき、天保八年二月十九日、救民の旗印を掲げ、門弟や民衆らと蜂起した。平八郎の一派は、市内の富商を襲い各所を砲撃したが、大坂城代土屋利位配下の城兵や東西奉行所の人数で、一日で鎮圧されてしまった。

大塩の乱は、大塩平八郎門弟を名乗る越後柏崎の生田万の乱や、大塩味方を掲げる摂州能勢の百姓一揆などを誘発した。大坂町奉行所元与力の蜂起は幕府に衝撃を与えた、というのが近世史の通説である。しかし、徳川家慶の事績を記す「慎徳院殿御実紀」は、大塩の乱について記すところがない。もともと、探してみると、関連記事が辛うじて二つ。一つは、同年一月「六日こたび大坂にして徒党を結び、乱妨せしものあるに由て、勘定方のものをかきこにつかはさる」の記事で、今一つは、翌九年八月「廿一日大坂叛徒乱妨のをりの事褒せられて、土井大炊頭美濃国兼光の御刀賜はり、松平甲斐守、青山因幡守御詞を下され、大坂定番遠藤但馬守は鞍鐙を下さる」⁽⁵⁰⁾の記事である。勘定方を派遣したのは、大塩の乱で焼失した市街の復興のためだろう。大炊頭(利位)は大坂城代から所司代をへて、このとき西丸老中。甲斐守(柳沢保泰)や因幡守(忠良)と大塩の乱の関係はわからない。

(三) 藩法

幕府は、元禄一〇年(一六九七年)七月、万石以上の大名に対して、自分仕置令を発令した。これは、大名に領内の仕置を認めながら、幕府の仕置に準じることを求めたものである。正確には、各大名の家中・領民(領内の人別に

属する者)を対象とする、属人主義による刑罰権を認めたのである。幕府は秘密主義を原則とする一方で、各大名には幕府法に準じることを求めるのだから、これは矛盾する二つの政策を同時に果そうというものだった。⁵¹⁾

大名の中には独自の藩法を立法する者があった。刑法典(刑事法典)については、御定書に倣うもの、明律に範をとるもの、これらを折衷するものなどがある。それぞれの代表例として、第一は丹波亀山藩の議定書、第二は肥後藩の刑法草書、第三は紀州藩の国律がある。成立年代を順に並べると、刑法草書が宝暦四年(一七五四年)四月、議定書が寛政元年(一七八九年)六月、国律は享和年間(一八〇一年～一八〇四年)以後。

①肥後藩は長崎に近く舶載の書籍を入手する便があり、江戸中期・後期には明律や清律の研究が盛んだったことでも知られている。刑法草書の構成は、名例、盗賊、詐偽、奔亡、犯姦、鬪殴、人命、雑犯の順である。⁵²⁾明律は、名例律以下の七律で、その一つの刑律が、賊盜、人命、鬪殴、罵詈、訴訟、受贓、詐偽、犯姦、雑犯、捕亡、断獄の一一部からなる。⁵³⁾刑法草書の盗賊、詐偽、犯姦、鬪殴、人命、雑犯の六律は、一見して明律(の刑律)の部の立て方と近似している。しかし、刑法草書は、冒頭に明律の一〇悪を掲げないし、そのためか盗賊律中に明律の謀反大逆条・謀叛条をおかない。刑法草書には、叛逆の規定がみあたらないのである。

②丹波亀山は山陰道の要地で、幕府はここに譜代大名を配置した。議定書が立法されたとき、藩主松平信道は寺社奉行で、御定書はその座右にあった。議定書は、御定書一〇三カ条に対して、八九カ条である。各条の選定、各条の内容、各条の配置など、多くの点で御定書を模倣している。少し例をあげると、議定書は乾一四「旧悪并再犯御仕置之事」で旧悪免除を認めないものとして逆罪など七つをあげているが、これは御定書一八「旧悪御仕置之事」の内容と同一である。⁵⁴⁾議定書の坤三〇「重科人死骸塩詰之事」は主殺し、親殺し、重き謀計の三罪をあげているが、これは

御定書八七の定める四罪中、関所破りを外したものである。⁵⁵ 無論、議定書には、叛逆の規定はない。

③紀州藩の国律は、名例律から連及律まで、一八律からなる。名例に続く公式、衛禁、儀制、倉庫、祭祀、関津の六律のうち、衛禁を除き、他の律の名称は明律の吏律・戸律・礼律・兵律の中の部の名称と同じである。次に関津に続く盗賊、人命、鬪殴、訴訟、詐偽、犯姦、雜犯、捕亡、断獄、寺社、連及の一一律のうち、盗賊から断獄まで九律は、一見して明律（の刑律）の部の立て方と近似している。

そればかりでなく、国律は冒頭、明律と同じく、一〇悪八議を掲げている。一〇悪は、国律の表記に従うと、第一が「社稷を危めんと謀るをいふ」謀反、第二「宗廟宮殿を破んと謀るをいふ」謀大逆、第三「本国ニ背き潜ニ他国ニ従んと謀るをいふ」謀叛である。⁵⁶ しかし、これら三悪を掲げながら、明律と異なり、盗賊律の中に対応する謀反大逆条や謀叛条がない。⁵⁷ 国律にも、叛逆の規定はみあたらないのである。

国律は一方で、御定書を模倣している。例をあげると、旧悪は「旧悪追ヒ咎ムべき者」の条をおき、御定書一八と同じく逆罪など七つをあげているし、関所は「関所通り難き類、山越いたし候者」の条をおき、御定書二〇と同じく磔、忍び通る者は追放と定めている。⁵⁸ 国律の主殺し鋸挽きの上、磔も、親殺し引き廻しの上、磔も、無論御定書七一同じである。⁵⁹

ところで、これまで、幕府法や藩法を一瞥して、叛逆を定める法令がないか、叛逆に結びつく規定がないか探してきた。しかし、実は探し物の読みが何か、しらずに探してきたのである。最初の武家諸法度の頃、叛逆の語の読みがホンギヤクか、ホンゲキだったことは、前に言及した。二世紀半をこえる長い年月の間、この読みが変化しなかったかどうか。大槻文彦が『言海』の初版を発行したのが、明治二二年（一八八九年）である。残念なことに、近代日本

の最初の辞書は、叛逆の語を採収しなかった。ムホン（謀叛）の語はあっても、ホンギャク、ホンゲキ、ハンギャクの音にあたる語はみあたらない。もともと、染崎延房が明治八年発行の『近世紀聞』五編、禁門の変の箇所、長州藩が「斯の如くに反逆の体を露はしたる上は御誅伐の外あるまじければ」と描写する、反逆の語にホンギャクのルビをふつている⁽⁶⁰⁾。僅か一例にすぎないが、あるいは、江戸時代も読みはホンギャクだったのかもしれない。

(41) 注(22)前掲『江戸の罪と罰』九四頁。

(42) 前掲『日本近世人名辞典』一〇九五頁。この人相書は、由井正雪の年齢、身長、髪形、膚の色、目や唇の様子を記載していた(同頁)。人相書による全国捜査について、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』六五五頁以下。

(43) 注(10)六六頁。本稿が参照する御定書の条文は、この禁令考所収の「棠蔭秘鑑」による。

(44) 藤沢衛彦『日本刑罰風俗凶史』復刻版(国書刊行会、二〇一〇年)三一頁。藤沢氏は、早くに忘れられた民俗学者。原本は一九四八年、一九四九年、一九五一年の和装本三巻。

(45) 注(39)一八頁(前掲『徳川実紀』第四篇)。

(46) 宝暦事件については、高埜利彦「幕藩制国家安定期」三三五～三三七頁。新体系日本史『国家史』(山川出版社、二〇〇六年)所収。

(47) 二七人の処分は、幕府・所司代の承諾下に行つたものではなく、朝廷上層部が独断専行した。朝臣に対する刑罰権の行使は、幕府の同意が必要である。この点、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三〇八頁以下。なお、元和元年七月発令の禁中並公家諸法度は⁽¹²⁾「罪の軽重、名例律を相守らるべき事」を定めていたが、平松氏はこの条文は「法律的には空文に近いものであつた」という(三一〇頁)。

(48) 前掲『徳川実紀』第九篇(一九七六年)七二五頁。本書は、宝暦八年末尾に「此年丹後国の農民竹内式部といへる者」の書き出しで、式部追放を記している。式部は越後生まれで、家業は医師という。

- (49) 森鷗外の作品の中に、大塩平八郎の蜂起の一日を詳細に描いた歴史小説がある。秀作ながら史実ではない。ただ、これにふされた附録は、二次史料とはいえ興味深い。「大塩平八郎」も「附録」も一九一四年の発表。
- (50) 新訂増補国史大系『続徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九七六年）三四二頁、三六四頁。なお、大塩平八郎捕縛を指揮した鷹見忠常（泉石）は、陪臣（土屋利位の家老）たるを以て、このとき褒賞に与らなかつたらしい。
- (51) 自分仕置令について、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三頁以下。幕府法への準拠について、同書三七頁以下。
- (52) 刑法草書は、さしあたり、京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』（創文社、一九八〇年）三五九頁以下による。
- (53) 内田智雄ら校訂・荻生徂徠『律例対照（定本）明律国字解』（創文社、一九六六年）による。
- (54) 注(52)三〇八―三〇九頁（議定書）、注(10)六五頁（禁令考所収の「棠蔭秘鑑」）。
- (55) 注(52)三四七頁、注(10)一二三頁。
- (56) 注(52)二四四頁（国律）。
- (57) 渡辺治氏は、藩法で一〇悪冒頭の三悪をおくと、謀反の社稷とは誰をさすのか。仮にこれを藩主に擬すると、天皇や將軍の存在をどのように考えるのか。謀叛の本国とはどの領域をさすのか。藩の領域か日本国か。など、幾つかの困難が生じると指摘している。渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的序説」（社会科学研究第三〇巻第五号、一九七九年）一〇四頁以下。
- (58) 注(52)二四六頁、二五六頁。
- (59) 注(52)二六二頁以下、注(10)一〇八頁以下。
- (60) 新日本古典文学大系・明治編『明治実録集』（岩波書店、二〇〇七年）近世紀聞・三八頁。

おわりに

古代日本の律は、古代中国の律に倣い、謀反や謀叛を冒頭で大書した。これらに対する嚴重すぎる、残酷な刑罰を

おいたことは、記すまでもない。中世日本は、東西に公家政権と武家政権が併存していた。武家政権たる鎌倉幕府もまた、御成敗式目の中に謀叛人の一条を大書した。しかし、謀叛人の実質的な内容は定めなかった。古代国家の成立から九〇〇年の歳月をへて、強力な幕藩制国家が成立した。頑丈に構築された幕藩体制の下で、江戸幕府は古代の律のような体系的な叛逆法令を整備したのか、鎌倉幕府のように整備しないで放置したのか。ごく大雑把に調べてみた結果は、どちらかというと、江戸幕府はあまり整備しなかった。

江戸時代、幕府は武家諸法度を以て、諸大名を統制した。広く諸大名も含む刑法典（刑事法典）は立法しなかったが、元和令（慶長二〇年令）は、各大名の家中に叛逆人がいると告げる者があれば追放せよと定めたし、隣国で新儀を企てる者があれば報知せよとも定めた。寛永（一二年）令は、各大名を名宛人として新儀の企て、すなわち叛逆の予備・陰謀を禁止した。幕府は、対応する刑罰なしに、叛逆禁止の規定をおいたのである。

江戸中期、幕府は御定書を立法し刑事上の基本法典としたが、この中に叛逆を罰する規定をおかなかった。幕府が謀反の罪も刑も規定しなかったという見方があるのは、そのためである。もともと、御定書は、①人相書により犯人を全国捜査する犯罪の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたし、②刑の執行のため死骸を塩詰めにする重科の中に「重謀計」を掲げた。どちらも、叛逆ないしはその予備陰謀を含意していたに違いない。

江戸全期を通して、幕府は直属の旗本・御家人に加えて、親藩（御家門）大名・譜代大名の動員により、常に強大な軍事力を誇った。大名という大名は反旗を翻す力をもたなかった。百姓、キリシタン、牢人、時には幕臣が、反旗を翻したが、幕府にとって叛逆法令を整備する必要性はなかったのかもしれない。しかし、時代が下って、長州藩や薩摩藩が軍事力を以て反旗を翻したときには、幕府の軍事的な優位は既に崩れさっていた。

○追記

最初の武家諸法度中、第四「国々大名、小名并諸給人、各相抱士卒有為叛逆殺害人告者、速可追出事」の条をどう読み下すのか。明治前期司法省が編纂した『徳川禁令考』は、返り点で叛逆殺害人を括るから、ここを叛逆・殺害人たりと告げあらば、とよむのだろう。天保一四年（一八四三年）編纂が終了した『徳川実紀』は、国史大系本によると、第四「国々大名小名并諸給人各相抱之士卒有為叛逆殺害人告者速可追出事」で、各相抱「之」士卒の一字が多く読点はふされていない。この『徳川実紀』も、返り点で叛逆殺害人を括るから、読みは同じである。すなわち、国々大名・小名并諸給人、各相抱えるの士卒に叛逆・殺害人たりと告げあらば、速やかに追い出だすべき事。

ところが、新体系日本史の首巻『国家史』中、高埜利彦氏の「幕藩制国家成立期」は、ここを「かかえている士卒に叛逆をなし、殺害人の告があったなら」とよみ、歴史学研究会編『日本史史料』③の近世の巻も、返り点やルビをふし、士卒に「叛逆をなし殺害人の告げあらば」とよんでいる。どちらも二〇〇六年の発行で、前者二九一頁、後者六九頁である。本稿はどちらの読みもとらず、士卒に「叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」とよもうと思う。